

# 一般競争入札実施要領

【自動販売機設置に係る県有財産の貸付】

配布期間

自：令和6年12月17日（火）

至：令和7年1月16日（木）

奈良県総務部管財課管理係

自動販売機設置に係る県有財産の貸付については、関係法令に定めるもののほか、この一般競争入札実施要領によるものとします。

入札に参加する者は、次に示した事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、一般競争入札実施要領に疑問がある場合は、5により質問することができます。

#### 1 入札参加資格を有する者

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 当該入札にかかる契約を締結する能力を有する者及び破産者で復権を得た者
- (3) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者でない者
  - ア 奈良県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 奈良県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が奈良県と契約を締結すること又は奈良県との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、奈良県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて奈良県との契約を履行しなかった者
  - カ アからオのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当しない者のほか、アからクまでのいずれにも該当しない者
  - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかか

- ならず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
  - (6) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者
  - (7) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者
  - (8) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有する者
  - (9) 奈良県税の滞納がない者

## 2 契約の形態及び物件に関する事項

### (1) 契約の形態

自動販売機の設置は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、奈良県が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸借する契約により行います。

### (2) 一般競争入札実施要領の配布期間及び配布場所

#### ア 配布期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月16日（木）（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### イ 配布場所

##### 1) 奈良県総務部管財課管理係

（奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟1階）

##### 2) 奈良県管財課管理係ホームページ内

### (3) 貸付物件について

[物件番号1] 奈良県庁本庁舎 地下1階西側廊下沿い(左)

ほか26物件

※ 詳細については、別添仕様書のとおりです。

ア 物件番号18については自動販売機3台で1つの入札とします。

イ 自動販売機の設置場所は、別添設置場所位置図のとおりです。

ウ 事前に各自で自動販売機設置場所の確認を行い、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障の有無等を確認してください。

なお、自動販売機の貸付寸法は、放熱余地や転倒防止板等の面積も含めた寸法ですので、設置時に指定の幅・奥行きから転倒防止板等がはみ出さないよう注意してください。

エ 最低貸付料を予定価格とします。

オ 最低貸付料は、貸付期間の総額であり、物件番号8, 9, 16, 17,

18(i)(ii), 24, 25を除き、消費税及び地方消費税を含んだ額です。なお、物件番号8, 9, 16, 17, 18(i)(ii), 24, 25については、土地の貸付であるため消費税及び地方消費税については、非課税扱いです。

カ 最低貸付料には、光熱水費等を含みません。

### (4) 貸付期間

#### ア 物件番号21, 22, 23について

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

#### イ 上記以外の物件

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

※この期間には、設置及び撤去にかかる期間を含みます。

※貸付期間の更新は行いません。

(5) 貸付条件等

ア 落札した設置事業者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。

イ 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。

光熱水費は、自動販売機の年間消費電力量等を用い算定し、請求しますので奈良県が指定する期限までに納入してください。

ウ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないでください。詳細等については、別添仕様書のとおりです。

エ 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- 1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- 2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

オ 維持管理責任

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- 1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。  
なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者（設置事業者の連結子会社等）に行わせようとする場合は、（様式9）自動販売機の管理に関する届出書を奈良県に提出すること。
- 2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルするとともに、周辺の清掃を行うこと。
- 3) 自動販売機を設置するに当たっては、据え付け面を十分に確認したうえで、JIS規格及び清涼飲料自動販売機協議会の「自動販売機据付基準」に基づき、転倒防止措置を講じること。  
また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- 4) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- 5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。また、奈良県は、それらの手続等に関する報告をさせることができる。
- 6) 自動販売機の故障・問い合わせ並びに苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- 7) 自動販売機を設置する際は、事前に施設管理者と打ち合わせを行うこと。

カ 原状回復等

設置事業者は、契約期間が満了又は解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を奈良県に請求する

ことができません。

- キ 奈良県は、設置者に自動販売機毎の売上状況（売上数量、売上金額等）について報告させることができるものとします。
- ク 設置事業者は、貸付期間が満了する前に自己都合により契約を解除しようとする場合は、解除しようとする日の3ヶ月前までに奈良県に書面により通知してください。この場合、既納の貸付料は返還しません。なお、設置事業者が、自己都合により契約解除の通知を行い、契約解除の日が翌年度になった場合は、当該年度の納付金額を納付していただくこととなります。
- ケ クにより契約を解除した場合、設置事業者は、同物件に係る次回の入札の参加は不可となり、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として奈良県に納付しなければなりません。
- コ 入居する機関が他の庁舎へ移転すること等により、商品の売上げが減少することが見込まれる場合は、奈良県と設置事業者で協議をして貸付期間を短縮することができるものとします。

#### (6) 参考データ

勤務者数（団体職員を含む。）等

※令和7年4月時点での想定人数です。組織改編等により人数が増減する場合があります。

奈良県庁本庁舎	1,500人程度	
奈良県庁分庁舎	1,300人程度	
消防学校	13人程度	
キャリアサケスグ イレヅ	51人程度	(年間来場者数 3,178人程度)
奈良県立美術館	32人程度	(年間来場者数 28,934人程度)
奈良県立万葉文化館	104人程度	(年間来場者数 69,000人程度)
橿原公苑	21人程度	(年間来場者数 19,278人程度)
奈良県社会福祉総合センター	130人程度	(年間来場者数 10,000人程度)
産業振興総合センター	83人程度	
奈良県産業会館	61人程度	(年間来場者数 72,940人程度)
なら食と農の魅力創造国際大学校	22人程度	(年間来場者数 10,000人程度)
吉野土木事務所	63人程度	
へりポート管理事務所	37人程度	
第二浄化センター	50人程度	

### 3 入札参加申込みの方法

入札は、物件番号毎に行います。また、複数の物件に参加申込みをすることができます。

各物件の入札に参加しようとする者は、（様式1）一般競争入札参加申込書に必要な書類を添付して、3の（2）に記載する提出場所まで提出し、一般競争入札への参加を申し込まなければなりません。

なお、期限までに一般競争入札参加申込書及び必要な添付書類を提出しない者、又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。

#### (1) 提出期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月16日（木）（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### (2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部管財課管理係

- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 書留郵便による郵送、又は持参の方法によるものとします。
- (5) 提出書類

一般競争入札参加申込書は、(様式1)により作成してください。添付資料は下記のとおりとし、一般競争入札参加申込書とともに提出してください。なお、③④⑥については写しでも可能とします。(ただし、発行日より3ヶ月を経過していないものに限ります。)

- ① (様式2) 誓約書
- ② 設置する自動販売機のカタログ
- ③ 個人の場合 住民票抄本  
法人の場合 法人登記簿謄本(全部事項証明)
- ④ 納税証明書(県税の納税証明書(奈良県税に滞納がないことが証明された書類をいう。))本社所在地最寄りの県税事務所へ請求してください。)
- ⑤ 法人の場合 (様式3) 役員等一覧表
- ⑥ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

- (6) 記載に当たっての注意

落札後の賃貸借契約は、「入札参加申込書」に記載された名義でしか行いませんので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。

#### 4 入札説明及び現地説明

実施しません。

貸付物件については、庁舎開庁時間内に各設置場所を確認していただくことができます。設置場所確認のために施設に立ち入る場合は、各施設に事前にご連絡ください。

#### 5 一般競争入札実施要領等に関する質問

- (1) 一般競争入札実施要領等に関する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出して下さい。

ア 提出期限 令和7年1月6日(月)午後5時まで

イ 提出場所 3の(2)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送とします。

エ 様式等は、特に定めませんが(様式4)参考書面を別に添付しています。

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

質問提出者の別を問わず、すべての質問及び回答をとりまとめ、奈良県管財課管理係ホームページ内で令和7年1月9日(木)午後5時までに行う予定です。

#### 6 入札書の様式及び提出等

- (1) 入札書の様式は、別紙(様式5)入札書の様式とします。物件番号毎に作成してください。

- (2) 入札書の受付期間は、令和7年2月3日(月)から同年2月17日(月)午後5時までです。必ず、書留郵便にて期間内に到着するように提出してください。

- (3) 入札書は、郵便(書留郵便に限ります。)により提出してください。この場合において、入札書は二重封筒とし、表封筒に「令和7年2月19日開札自動販売機設置に係る県有財産の貸付についての一般競争入札入札書在中」と朱書きし、中封筒の表に「令和7年2月19日開札自動販売機設置に係る県有財産の貸付についての一般競争入札入札書在中【物件番号〇】」と記載し、入札書を入れ、封印の処理をし、

奈良県総務部管財課長あての親展として、令和7年2月17日（月）の午後5時までに3の（2）に定める場所へ到着するようにしてください。なお、中封筒は物件番号毎に1封筒作成して下さい。

- (4) 提出期限を過ぎて到達した入札書はいかなる事由があっても受理しません。
- (5) 中封筒の表面に物件番号の記載の無いものは、無効とします。
- (6) 入札書は、1物件につき1通とし、1物件について、再度の入札は行いません。
- (7) 入札金額について、物件番号8, 9, 16, 17, 18(i)(ii), 24, 25を除き、2の（4）の貸付期間中の貸付料の総額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札書には、加算後の金額を記載してください。  
物件番号8, 9, 16, 17, 18(i)(ii), 24, 25については消費税及び地方消費税を加算しない金額を記入してください。
- (8) その他
  - ア 一度提出した入札書については、これの書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
  - イ 入札書は本人名義に限り、代理人名義の入札は認めません。
  - ウ 日付は必ず記入して下さい。（※参加資格通知を受領した日から令和7年2月17日までの日付でご記入下さい。）
- (9) 入札を辞退する場合は、別紙（様式6）入札辞退届を令和7年2月17日（月）までに、持参により提出して下さい。

7 入札保証金  
免除します。

8 開札の日時及び場所

- (1) 開札の日時  
令和7年2月19日（水）  
物件番号1～27 午後1時30分開札  
※開札時の立会を希望する場合は、それぞれ所定の開札時刻の5分前までに開札場所にお越しください。開札時刻に遅れた場合は、入室することはできません。立会者の入室は1名とし、開札時間中の途中退出は認めますが、再度の入室は一切認めません。
- (2) 開札の場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟6階入札室

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 一般競争入札実施要領に記載する入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の脱落などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 開札時の立会については、8の(1)のとおりです。入札者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行います。
- (2) 入札者またはその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければなりません。
- (3) 有効な入札を行った者の内、入札書に記載された金額が、奈良県が定める予定価格以上でかつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、当日「くじ」により落札者を決定します。
- (5) 当該入札者本人又はくじ引きについて本人から委任を受けた者が会場にいない場合は、入札執行事務に関係のない職員が代わりに「くじ」を引きます。
- (6) 「くじ」を辞退することはできません。
- (7) 開札に立ち会う場合は、下記書類等をご持参下さい。
  - ア 開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)
  - イ 本人による立会でない場合、(様式7)くじ引きにかかる委任状
- (8) 落札者が、令和7年3月31日(月)までに契約を締結しないときは、その落札は無効とします。

## 11 落札者決定通知

落札者が決定された場合は、直ちに口頭で落札者に通知します。なお、奈良県総務部管財課管理係において、落札価格、落札者氏名等の落札結果を公表する予定です。

## 12 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。  
ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者)に該当する場合は、免除する場合があります。  
なお、契約保証金の免除を希望される場合は、一般競争入札参加申込書受付後、本県より申込者に送付する契約保証金免除申出書に必要事項を記入していただき、必要書類を添付の上、入札書とともに書留郵便にて送付してください。開札後、落札者となったものより提出された契約保証金免除申出書等を確認し、契約保証金を免除するかを決定します。
- (3) 契約書について
  - ア 別添契約書(様式8-1又は様式8-2)のとおりとします。
  - イ 落札者は、契約書に記名押印の上、令和7年3月31日(月)午後5時までに各契約担当の場所へ提出してください。契約保証金の納付が必要な場合は、契約保証金を納付したことの確認のため、契約書とともに「契約保証金納付済書」を提出してください。契約保証金は、契約締結前に必ず納付してください。
  - ウ 契約保証金に利子は付しません。

- エ 落札者が契約を締結しない場合（上記イの期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失うとともに、当該落札者は、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。
- オ エの場合、設置事業者は、同物件に係る次回の入札の参加は不可となります。
- カ 契約に要する一切の経費等については、落札者の負担とします。
- (4) 本書に定めのない事項は、地方自治法、施行令、奈良県契約規則及び奈良県会計規則の定めるところによります。

13 お問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部管財課管理係

電話番号 0742-27-8406

FAX番号 0742-22-7431

メールアドレス kanzai@office.pref.nara.lg.jp